

令元福情答申第2号

令和元年6月18日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(住宅都市局住宅部住宅計画課)

福岡市情報公開審査会
会長 田邊 宜克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、平成30年11月21日付け住計第304号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「福岡市住宅都市局が保有する本件特定団地の管理に関する記録のすべて(写真、手紙を含む)」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「福岡市住宅都市局が保有する本件特定団地の管理に関する記録のすべて（写真、手紙を含む）」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）を取り消し、改めて本件対象文書を特定した上で、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第11条の規定による決定等をするのが妥当である。

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、平成30年9月7日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消し、新たに公文書の公開を決定するよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 平成30年8月29日、審査請求人は、実施機関に対し、条例第5条の規定により、本件対象文書について公開請求を行った。
- (2) 平成30年9月7日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 平成30年11月2日、審査請求人は、本件決定に不服があるとして、実施機関に対して本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書、反論書及び平成31年2月20日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

- (1) 審査請求人は、公開請求において、本件対象文書の公開を請求した。しかし、公開された記録には、昨年度の管理に関して福岡市住宅供給公社（以下「公社」という。）から提出されたはずの報告書がない。
- (2) 実施機関は、本件決定において「公開しない部分の概要」を個人情報としているが、公社から実施機関に提出される昨年度の管理に関する報告書は個人情報ではない。
- (3) 審査請求人が本件審査請求書において平成29年度の業務報告書を公開しないのはおかしいと主張しているにもかかわらず、実施機関は、弁明意見書において、本件対象文書を福岡市住宅都市局が保有している本件市営特定住宅及び本件特定団地の管理に関する記録、本件特定団地自治会からの手紙及び手紙に対する回答文書に特定した上で、非公開は正当・妥当だったと的外れなことを主張している。
- (4) 実施機関は、審査請求人に送付した書面において、「審査請求書別紙にありました公開されなかった文書についてですが、個人情報を理由に資料自体を開示しないことはありません。なお、非公開となっているのは、公開した文書の黒塗り部分が該当しております。」としており、弁明意見書にいうこととは大きく違っている。
- (5) 実施機関による公社の業務報告書には本件市営特定住宅に関する記載はないとの主張は、事実に反する。すなわち、公社の業務報告書は、公社による市営住宅（本件特定団地を含む）の管理に関する報告書である。本件市営特定住宅に関する記載がないわけがない。本件特定団地のみを特定した報告はなくても、本件特定団地を含むすべての市営住宅に関する報告があるはずである。
- (6) 審査請求人が、以前、公社に同様の公開請求を行ったときは、公社が業務報告書を対象文書に含めて公開決定等を行った。今回の公開請求に対して、業務報告書を公開しないのはおかしい。
- (7) 仮に、審査請求人が求める公社が福岡市住宅都市局に提出する報告書が何か判らなかつたのなら、実施機関は、公開請求を受けた時点で審査請求人に問い合わせるべきだった。
- (8) 公開請求した文書は、本件特定団地の管理に関する記録のすべてであり、

特定の報告書を指定したものではない。審査請求書における業務報告書という記載は、その報告書に限定する趣旨ではなく、本件特定団地の管理に関する文書があればそのすべてを求める趣旨である。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成31年1月16日の当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

- (1) 本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。
- (2) 公開請求書に記載の本件特定団地については、福岡市営住宅条例において名称を定めた本件市営特定住宅のうち、一部の住棟を指していることから、本件対象文書は、福岡市住宅都市局が保有している本件市営特定住宅及び本件特定団地の管理に関する記録、本件特定団地の自治会からの手紙及び手紙に対する回答文書である。文書には、条例第7条で規定される非公開情報に該当する個人情報に記載されている。
- (3) 特定の市営住宅の入居者の氏名、住所、車両番号等は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる情報、又は公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第1号に該当し、非公開としている。
- (4) 審査請求書別紙に記載された「福岡市住宅供給公社から福岡市に提出される「昨年度の管理に関する報告書」」が公開されていないとの主張について、本件市営特定住宅及び本件特定団地の管理に関する報告書を市は保有していない。市営住宅の管理については福岡市が100パーセント出資する公社が行っており、公社から実施機関に対しては、市営住宅全体の管理についての報告書が提出される。本件市営特定住宅や本件特定団地など、特定の住宅や団地に関する報告書は保有していない。また、報告書の基礎となる、個別の情報や報告について、個別の住宅や団地の名称は出てこない。
- (5) 個別の問題が発生し、それを市が認識した場合には、市は、公社に個別事案についての報告を求めることがあり、その求めに応じて公社から個別の報告がされることはあり得る。本件市営特定住宅及び本件特定団地について、公社

から個別報告として提出された記録はすべて本件決定で特定した公文書に含まれている。

(6) 本件審査請求を受けて審査請求人に確認したところ、公開を求めているのは公社の業務報告書であるとの説明を受けたので、業務報告書を確認したが、本件市営特定住宅に関する記載はないことから、業務報告書は本件対象文書に該当しない。なお、審査請求人が求めた公社の業務報告書（平成28年度、平成29年度）については、公社ホームページにて公開されている。

(7) 公開請求書に記載された本件特定団地の名称は、本件市営特定住宅の一部の住棟であり正式名称ではない。しかし、慣行として、本件特定団地を把握しており、その理解に基づき本件対象文書を特定した。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件の争点について

審査請求人は、本件公開請求は、本件特定団地の管理に関する記録のすべてを求める趣旨であり、少なくとも公社から実施機関に提出される業務報告書が本件決定で特定された公文書に含まれていないことは不当であると主張する。

実施機関は、公社から実施機関に対しては市営住宅全体の管理についての報告書が提出されるものの、本件市営特定住宅や本件特定団地など、特定の住宅や団地に関する報告書は保有しておらず、本件対象文書の特定は妥当であったと主張する。

また、本件決定で特定された公文書における公開、非公開の判断については、当事者間に争いが無い。

そこで、当審査会としては、本件対象文書の特定の妥当性、すなわち、本件決定で特定された公文書以外に本件対象文書とすべき公文書が認められるか否かについて、以下検討する。

2 公開請求書に記載すべき事項と対象文書の特定に関する条例の定め

条例においては、公開請求に当たり、公開請求をする者は、公開請求書を実施

機関に提出しなければならず、公開請求書には「公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を記載する旨定められている（条例第6条第1項第2号）。公文書を特定するために必要な事項の記載は、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより公文書を特定することができる程度になされている必要がある。

また、実施機関は、「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」は、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができるが、この場合においては、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない旨定められている（同条第2項）。

「公開請求書に形式上の不備があると認めるとき」には、記載事項に漏れがある場合のほか、「公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の記載に不備があり公開請求に係る公文書を特定することができない場合等も含まれるが、公開請求者は、一般に行政実務に通じていないことから、「公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」を的確に記載することは困難な場合が多い。

したがって、実施機関は、公開請求をしようとする者が容易かつ的確に公開請求をすることができるよう、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供し、又は当該公開請求者と連絡を取り合い、公開請求の趣旨を十分に確認するなど、当該公文書の特定に資する情報の提供その他公開請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講じるものとされている（条例第42条）。

3 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 審査請求人の主張について

審査請求人は、平成29年度の市営住宅の管理に関して公社が福岡市に提出した業務報告書が本件決定で特定された公文書に含まれていないことは不当であると主張しているため、審査請求人が求める平成29年度の業務報告書（以下「本件業務報告書」という。）が本件対象文書に該当するかを検討する。

(2) 本件業務報告書の本件対象文書該当性について

実施機関によれば、本件業務報告書は、地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）第32条に基づき公社から実施機関に提出されたものであるとのこと

である。また、同法施行規則（昭和40年建設省令第23号）第31条によれば、同法第32条に基づく業務報告書には、公社の前事業年度の事業の概況、前事業年度の役員の異動その他設立団体の長等の指定する事項を記載しなければならないとされていることが認められる。

当審査会において、本件業務報告書を見分したところ、本件業務報告書は、事業概要、役員及び理事会に関する記載で構成されており、事業概要については、分譲住宅事業、賃貸住宅事業、市営住宅管理等事業及び新たな経営計画の策定に係る項目が設けられている。このうち、本件審査請求に関連する市営住宅管理等事業においては、市営住宅全体としての概況が記載されているにとどまり、本件特定団地を含め、個々の市営住宅と明確な関連性を有する記載は認められなかった。

以上のことを踏まえると、実施機関が、本件公開請求書の記載から本件対象文書として本件業務報告書に思い至らなかったことに不合理な点はなく、本件業務報告書に関して条例第6条第2項に基づく補正や条例第42条の措置を行わなかったとしても、直ちに不当であるとはいえない。

(3) 公開請求書に基づく対象文書について

本件公開請求が特定の市営住宅の管理に関する記録のすべてを求める請求であるところ、実施機関によれば、市営住宅の管理については公社が管理代行者及び指定管理者として行っているとのことである。

福岡市営住宅条例施行規則（平成9年福岡市規則第100号。以下「規則」という。）第49条の13第3項によれば、指定管理者は、毎年度終了後、事業報告書を市長に提出しなければならないとされ、また、同規則第49条の17によれば、管理代行者は、同規則第49条の13の規定に準じて、毎年度終了後、その管理する公営住宅等の管理の業務に関し事業報告書を作成し、市長に提出しなければならないと定められている。また、事業報告書には、管理の実施状況及び施設の利用状況、管理に係る経費等の収支状況及び管理の状況を把握するために必要な事項として市長が定めるものを記載しなければならないとされていることが認められる（同規則第49条の13第1項）。

そこで、これらの規定に基づき公社が実施機関に提出しなければならない事

業報告書であって現に実施機関が保有しているもの（以下「本件事業報告書」という。）が本件対象文書に該当するかを検討する。

(4) 本件事業報告書の本件対象文書該当性について

当審査会において、本件事業報告書のうち平成29年度分の一部を見分したところ、これらの中には、個別の市営住宅名が記載項目として設けられている報告書や、特定の市営住宅名を記載することが予定されている報告書が認められる。

本件公開請求で求められた公文書が、本件市営特定住宅内の本件特定団地の管理に関する記録のすべてであることを踏まえると、本件決定に際し審査請求人に本件事業報告書が対象とならないことを直接確認したのであれば別論、確認をしていない以上、本件事業報告書が本件対象文書に該当する可能性は否定できない。

(5) 結論

以上のことから、実施機関による本件対象文書の特定は妥当でなく、実施機関は、本件事業報告書に関する情報その他本件対象文書を特定するために必要な情報を審査請求人に積極的に提供し、改めて本件対象文書を特定した上で、条例第11条の規定による決定等を行うことが妥当である。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成30年11月21日	諮問
平成30年12月21日	実施機関の弁明意見書を收受
平成31年1月16日（第2部会）	実施機関から意見聴取，審議
平成31年2月8日	審査請求人の反論書を收受
平成31年2月20日（第2部会）	審査請求人から意見聴取，審議
平成31年3月13日（第2部会）	審議

平成31年4月24日（第2部会）	審議
令和元年5月22日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，大脇成昭，北坂尚洋，山下亜紀子